

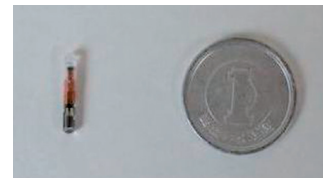
# マイクロチップの情報登録制度

飼い始めた日から**30日以内**に、登録情報の変更手続きが必要です！

## ■ マイクロチップとは？

マイクロチップには、世界で唯一の15桁の数字（個体識別番号）が記録されており、一度装着すると、首輪や名札のようにはずれる心配の少ない身元証明になります。

この個体識別番号をあらかじめ「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトに登録しておくことで、迷子になって保護されたときなどに、飼い主に連絡することができます。



直径1.2mm、長さ8mm程度の円筒形の電子標識器具です。

## ■ マイクロチップ登録情報の変更

マイクロチップが装着された犬・猫を購入または譲り受けたときは、飼い始めた日から**30日以内**に、**飼い主の氏名や住所等の登録情報の変更手続き**を行うことが動物の愛護及び管理に関する法律で義務付けられていますので、忘れずに行ってください。



### 申請先

**公益社団法人日本獣医師会**（環境大臣指定登録機関）

電話番号 03-6384-5320

<申請方法> ①または②いずれかの方法で申請してください。

#### ①オンライン申請

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトから

<https://reg.mc.env.go.jp>

手数料 400円（クレジットカード又はPayPayで支払い）



※裏面参照

#### ②書面申請

紙申請対応窓口（03-6384-5320）に連絡し申請書類を取り寄せ、

必要事項を記入し、必要書類を添えて郵送

手数料 1,400円（登録料）+振込手数料

※令和6年4月1日から手数料が変更になっていますので、ご注意ください。

※犬の場合は、別途狂犬病予防法に基づく登録手続きが必要です。（狂犬病予防法の特例制度参加自治体を除く）  
詳細は、お住いの市役所・町役場にご確認ください。

# オンラインでの変更手続き方法

①購入／譲渡しの際にもらった  
**登録証明書**を手元に準備

②犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト  
(<https://reg.mc.env.go.jp>) にアクセス  
※登録証明書に記載の二次元バーコードからもアクセスできます。

③「**犬や猫の飼い主の方**」をクリック



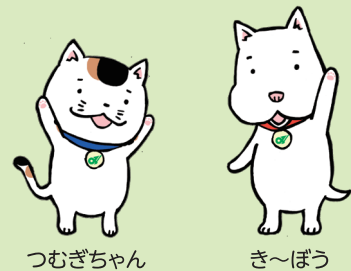
犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト トップページ

④「**所有者の変更登録**」をクリック



⑤登録証明書に記載の「**マイクロチップの識別番号**」と「**暗証記号**」を入力し、  
「**犬猫情報の確認へ**」をクリック

⑥画面に従って入力を進める



き〜ぼうとつむぎちゃんは、三重県動物愛護推進センター「あすまいる」のマスコットキャラクターです

※今後、住所や電話番号等を変更したときにも、変更手続きが必要です。  
手続きには**登録証明書**が必要となりますので、大切に保管してください